

第5期札幌市子どもの権利委員会 第6回委員会

会 議 録

日 時：2019年10月25日（金）午後5時開会
場 所：大通バスセンタービル1号館 3階 子ども未来局大会議室

1. 開 会

○加藤委員長 皆さん、こんばんは。

定刻となりましたので、ただいまから、第6回札幌市子どもの権利委員会を開催したいと思います。

最初に、事務局から、連絡事項についてお願いします。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 皆様、お疲れさまでございます。

本日は、A委員、B委員がご欠席、それから、C委員、D委員から遅れて出席される旨のご連絡をいただいております。

続きまして、本日の資料の確認でございます。

机上には、座席表と委員名簿のほか、来月11月17日の日曜日にサッポロファクトリーのアトリウムで開催する子どもの権利条例10周年記念イベントのチラシをお配りしております。このチラシは、これから学校などに配布いたしますが、条例10周年を機に、子どもの権利について改めて広く皆さんに知ってもらうために開催するものでございまして、児童会館や子ども会など、色々な子どもたちの活動発表のほか、子どもアシストセンターへの相談から見える子どもたちの不安や悩みなど「札幌の子どもたちのいま」を伝える内容としております。

このイベントの企画、運営や司会につきましては、小・中・高校生15名からなる子ども未来委員会の子どもたちが行うほか、こどもの劇場やまびこ座の巨大人形劇「ピノキオ」の上演などもありますので、皆様もぜひお越しいただければと思います。

このほか、事前に資料1を送らせていただいておりますが、お手元に資料がない方がおられましたら、お知らせください。

それから、この部屋は少し気温が高めとなっておりますので、上着等を脱いでいただいで差し支えございませんので、よろしく願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

2. 議 事

○加藤委員長 それでは、早速、議事に入りたいと思います。

本日の議題は、1点、第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画（案）についてでございます。

前回は主要な部分についてはご審議いただきましたけれども、本日は、全体的にということですが。

それでは、まず最初に、事務局からご説明をしていただきたいと思います。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） それでは、ご説明させていただきます。

第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画（案）についてでございます。

資料1の表紙をご覧ください。

前回の9月11日の会議で、この推進計画の主要部分についてご提示しておりましたが、

今回は、具体的な事業一覧なども加えまして、計画案全体として提示をさせていただいているところです。そのため、説明など、一部重複する部分もあるかと思いますが、ご了承くださいようお願いいたします。

まず、1の推進計画の位置づけについてですが、子どもの権利条例に基づきまして、子どもの権利保障のための具体的な取組を定めた計画ということになっておりますが、平成27年度に策定しました第2次計画からは、子ども・子育てに関する総合計画であるさっぽろ子ども未来プランの中の基本目標1の部分に位置づけられる形になっております。

2ですが、策定のスケジュールとして、当初の想定よりは少し遅れておりますけれども、本日もご意見などをいただいた上で、1月から2月にかけてパブリックコメント、キッズコメントを行いまして、広く市民の方々から意見等を伺った上で、3月に策定の予定となっております。

このパブリックコメント、キッズコメントを経た上で、大きな修正等、審議をいただくようなことがないようであれば、そのまま3月の策定に向けて進むという形になります。もし大きな変更等があるようであれば、またお集まりいただいでご審議いただくという場面があるかもしれませんが、それにつきましては、改めて必要であればご案内をさせていただくというふうに考えているところでございます。

3の計画（案）についてでございますが、現在の第2次推進計画も、子ども未来プランから抜粋して別冊として単体で取りまとめております。今回も同様に、体裁としましては、子ども未来プランから推進計画部分を抜粋して、項目順などを整理した上で提示する予定でございます。

それでは、前回からの主な追記・修正部分に沿いまして、かいつまんで説明をしていきますので、ページをめくって、1ページをご覧ください。

こちらでは、推進計画の第1章の計画の策定に関する冒頭部分として、計画の背景や位置づけのほか、計画期間について記載しているところでございます。

続いて、3ページ以降になりますけれども、第2章の子どもの権利に関する現状ということで、現行計画の実施状況をこれまでの例年の取組状況報告を踏まえて記載しております。それとともに、5ページに進んでいただきたいのですが、これまで同様、子どもに関する実態・意識調査結果を載せております。

なお、5ページの下の方角囲みで、子どもたちからの意見というものも新たに記載しています。これは、子どもたち自身の受け止めを示すものとしまして、前回もご紹介いたしました子ども未来委員会、先ほどの10周年事業の企画をしてもらっている子ども未来委員会の子どもたちが考えた意見の中から引用しているものでございます。

それから、特に、この5ページの自己肯定感に関しては、前回の会議で皆様方から様々なご意見をいただいたところです。実態調査の中でも、ここに掲載している項目以外に、人から必要とされているとか、社会のために何かしたいなど、自己有用感に関する質問も設定してございまして、子ども自身の中では、この自己肯定感あるいは自己有用感を含め

まして、様々な意欲や達成経験、周囲への信頼感などが相互に結びついているという傾向が見られることから、今後の取組に向けましても、これらの関連性を踏まえた全体的な向上を目指していくことが大切と考えているところでございます。

この5ページから17ページについては、その実態調査の結果等を記載してございますが、18ページに移っていただきまして、第3章の計画の推進体系では、前回も提示しました現状と課題についてまとめるとともに、19ページの子どもの権利推進のイメージ図をご覧いただきたいのですが、この中で、子どもの権利の尊重に向けた普及・啓発というものと、権利侵害からの救済というもの、この二つを両面として一体的に進めていくという枠組みを提示してございます。

また、子どもからも意見をもらっているということで、次の20ページをお開きください。

子どもが考える「子どもにやさしいまち」ということで、子どもたちからの意見もまとめて掲載しております。

その上で、21ページに目を向けていただきたいのですが、推進計画の基本理念については、子ども未来プラン全体の基本理念とあわせて、前の子ども未来プランとも同じ基本理念という形で引き継ぐ形になっておりますが、「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」としております。

これまでの現状と課題の整理を踏まえまして、この中で、基本施策の1から4までの施策を掲げているところでございます。

今回、それぞれの施策につきまして、具体的な事業の一覧を追記していますので、改めて説明をいたします。

では、次に、22ページをお開きください。

まず、基本施策1の子どもの権利を大切にす意識の向上についてですが、子どもも大人も、子どもの権利を理解し、尊重していくために、主な事業・取組としまして、広く市民に向けた普及啓発事業とともに、23ページ、24ページにかけまして、乳幼児や学齢期の子どもの保護者のほか、子ども自身の理解の向上や学校教育における取組を掲載してございます。特に、乳幼児の保護者に対しましては、妊娠期からの様々な機会を捉えて、幼稚園、保育所との連携も図りながら、普及啓発を強化していきたいと考えているところでございます。

次の25ページの基本施策2では、子どもの参加・意見表明の促進としまして、子どもの視点に立ったまちづくりを進めるために、様々な機会に子どもの参加を促進していくこととしております。

主な事業・取組といたしましては、市政やまちづくりに子どもが参加する事業、これまでの子ども議会とか意見募集はがきのほか、26ページを開いていただきたいのですが、児童会館など子どもが関わる施設、それから、学校や地域における様々な子どもの参加の取組を載せさせていただいております。特に、地域の子どもの参加については、事例を集

約しまして、それらをほかの地域にも広めていくような働きかけをしていきたいと考えております。

続いて、28ページをお開きください。

基本施策3では、子どもを受け止め、育む環境づくりといたしまして、子どもの安心のために、子ども同士の相互理解や地域における居場所づくり、子どもと大人の関わりを促進するということのほか、不安や悩みに対応する相談支援を行うこととしております。

その主な事業・取組としましては、学校のいじめ・不登校対応や若者の社会的自立に向けた支援などもございまして、28ページと29ページのそうした取組のほか、30ページでは、子どもを見守り、必要な支援につなげる地域づくりを進める施策を書いております。さらに、31ページでは、安心して子育てができるようということで、先ほども普及啓発の関係で乳幼児の保護者というお話をさせていただきましたが、やはり、こちらのほうでも、乳幼児の保護者など、妊娠期から子どもの年齢等に応じた相談支援体制を強化していきたいと考えているところでございます。

では、次の32ページをご覧ください。

基本施策4では、子どもの権利侵害からの救済といたしまして、お互いの権利を尊重する意識の向上とあわせて、いじめや虐待など権利侵害からの救済を着実に進めていくこととし、主な事業・取組を掲載しているところでございます。

子どもの権利救済といたしますと、子どもアシストセンターがございすけれども、子どもアシストセンターの相談対応、あるいは、児童相談所の児童相談体制の強化等、具体的な救済活動などに取り組むほか、権利侵害の未然防止、子育てに不安を抱える保護者等への支援を行っていくということを書いております。

なお、33ページの真ん中からの部分になりますが、権利侵害を起こさない環境づくりというところでは、少数者への配慮の必要性に関する前回のこの委員会でのご意見を踏まえまして、「障がいや国籍、性別をはじめとする個々の多様性への理解の促進やお互いの人権を尊重する意識の向上」について追記しているところでございます。

今後に向けましても、基本的な人権理解の視点に立った子どもの権利の推進に努めるとともに、個別の関連施策と連携を図りながら取組を進めていきたいと考えております。

35ページを見ていただきたいのですが、第4章の計画の推進と評価といたしまして、この子どもの権利委員会への例年の取組状況報告などによる評価・検証の枠組みと、それから、進捗状況をはかるための指標の設定について記載しております。

成果指標としましては、現行計画から引き続いて、「自分のことが好きだと思ふ子どもの割合」や、「子どもの権利が大切にされていると思ふ人の割合」、「不安や悩みを相談する子どもの割合」を設定しておりますけれども、子どもの権利の認知度につきましては、現行の「子どもが自然、社会、文化などを体験しやすい環境」にかえて新たに設定することを考えております。

このほか、具体的な進捗状況を管理・分析するための活動指標の設定も掲載している表

のとおり考えているところでございます。

次のページ以降は、子ども未来プランの概要を参考資料として添付しているところでございます。

駆け足で説明させていただきましたが、資料1の表紙のほうにお戻りいただきまして、4番目の検討テーマの例として、計画内容全般に関してのほか、施策の効果的な実施方法などを含め、様々なご意見をいただければと考えておりますので、議論の参考にしていただければと思います。

資料についての説明は、以上となります。

○加藤委員長 この委員会の前回の審議結果なども大いに反映していただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、ご質問も含めて、ご意見があれば、ぜひ忌憚のないところをお聞かせいただきたいと思っております。

○E委員 私から、2点ほどお聞きしたいと思っております。

今回、用語説明の脚注が随分入れられています。用語説明の脚注がかなり入れられているというところですが、31ページにスクールソーシャルワーカーという用語が出てくるのです。ここに脚注が入っていないところがあって、ほかの民生・児童委員とか青少年育成委員とか、色々な用語には脚注が入っているのに、このスクールソーシャルワーカーのところだけ脚注が入っていないのはどうなのかと思いました。

それから、4ページ目のアンダーラインが引かれたところで、前ページからのつながりだと思えるのですけれども、子どもコーディネーターの配置の説明の箇所が、その前の子どもの参加・意見表明の促進と、後のアシストセンターのLINE相談の試行実施に比べて、非常に内容が薄いような感じがして、これを読まれた方というか、市民がこここのところに目が行って、何でこんなに薄いのだという感じで指摘されることもあり得るのではないかと思います。

というのは、アシストセンターのLINE相談は、件数まできちんと明記されておりますし、子どもの参加・意見表明の促進のところには、具体的に、その自治体までも入っていることを見ますと、この子どもコーディネーターの配置というところも、もうちょっと手厚くするというか、説明を加えたほうがいいのではないかと思いますという2点だけお伝えしたいと思っております。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） ありがとうございます。

もっともなご意見でございますので、両方とも、改めて内容のバランスをとって記載させていただきたいと思っております。

○加藤委員長 貴重なご意見をありがとうございました。

ほかにはいかがですか。どうぞご自由にお願ひします。

それでは、私から一つ気になった点ですけれども、35ページの主要な活動指標のところに現状値と目標値が書かれていて、下から二つ目の相談件数の目標値が1,000件と

ということですが、相談件数が多いほうがいいということでしょうか。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） こちらは、子どもアシストセンターのLINEの相談件数を上げておりました、もともとアシストセンターの相談手段としては、面談と電話とEメール相談を取り入れてやっております。

この活動指標としてLINE相談を挙げているのは、昨年からLINE相談の試行実施を始めまして、昨年が38件だったのです。今年も試行実施をしております、夏と冬の2回実施する予定で、夏のほうが既に終了しております。これは、夏休み期間にかけて行っております、これが319件という相談件数になっています。

あとは、冬も冬で、また冬休みにかけて行う予定をしております、来年以降、通年で実施できるように検討しているということです。その件数として、夏の29日間で319件ありましたので、通年でやった場合は1,000件程度は見込めるであろうということで、そういう数値にしているところでございます。

○加藤委員長 ご回答をありがとうございました。

細かい点でも結構ですので、どうぞご意見をお願いします。

○F委員 子どもの権利の伝え方についてですが、私は、先日9月13日に藻岩中学校で行われました社会科の公開授業に参加させていただきました。とてもいい授業で、子どもの権利について、わかりやすく子どもたちに説明があり、最初のスライドでは、横田めぐみさんの写真が出て、皆さん、知っていますかと言ったら、誰も手を挙げないのです。ああ、もう時代が変わってしまったのだな、子どもたちは、誰一人、横田めぐみさんの顔を知らないという時代になってしまったということにびっくりしました。

生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利ということで、この人は何を奪われたのでしょうかという問いかけをされまして、その後、自分自身が一番大切にしたいのはどの権利ですかと聞かれたときに、子どもたちは一つだけ答えたのですけれども、アンケートの結果と割と似ていまして、生きる権利が大体42%、育つ権利が33%で、守られる権利が18%ぐらいで、参加する権利が6%と、参加する権利がすごく少なかったのです。ですから、アンケートの結果と割と似ているなという感触を得ました。

だんだん授業が進むにつれて、自分だけがいいというのが権利ではない、相手の権利も守りましょうというのを、全部の生徒からそういう答えが出てくるというか、授業も上手なのですけれども、自分だけの権利でなくて、相手のことも守りましょうという感じで最後は終わりになりました。こんないい授業を札幌市全部の中学校でやってほしいと思ったのです。

そうやって広めていただけると、子どもたちの心がすごく優しくなっていていいかなという感じがしたのですが、できないでしょうか。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 授業に関しましては、24ページをご覧くださいと思います。子どもの権利を生かした学校教育の推進の中で掲げさせていただいております。

一番上の小・中学生向けパンフレットの活用という部分では、これまで教育委員会と共同で、授業で使えるパンフレットを改訂してきたものがございまして、お互いの権利を尊重し合うピア・サポートの視点、お互いの存在を尊重し合うという視点での授業に取り組めるようにというものを使っております。

そういったパンフレットを使った授業を意識している学校も多くあるようにつながっております。引き続き、そういったパンフレットやそれ以外のものも活用して取り組んでいくよう計画の中で進めていければと考えております。

○加藤委員長 ありがとうございます。

ほかに、どうぞご自由にご質問、ご意見をお出しいただけますか。

○E委員 学校教育の取組の中で、あえて時間をつくってやるというのは、今の学校教育の現場では非常に難しいので、先ほどF委員がお話しされたように、授業の中で、例えば社会科とか色々な科目の中で、子どもの権利とかそういったものに教育の中でうまく取り組んでいくことがとても大事だと思っています。

校長先生に状況をお聞きしたかったのですが、遅れてくる先生もいらっしゃいますが、池田副委員長からも一度お話をいただければと思います。いかがでしょうか。

○加藤委員長 池田副委員長、この点についていかがですか。

○池田副委員長 子どもの権利ですね。

授業には、色々な面で組み込んでいます。当然、子どもの権利に関わる色々なパンフレットが配られていますので、その掲示も行っていますし、うちの学校では人権の授業も全学年を対象に、毎年、ゲスト・ティーチャーとして招いて授業などをしています。

それから、アイヌ民族のことも、先日うちの体育館をアイヌ協会にお貸しして運動会などをやっているのですけれども、そんなことも含め、小金湯のアイヌ文化交流センターへ行ったりということで、民族教育のほうにも取り組んでいます。

最近では、今の権利の部分に関わってくるのでしょうかけれども、男女の性別によらない名簿がいよいよ導入されます。性的少数者はまだうちの学校にはいないようですが、市内はかなりいるようなので、取組を始めているという意味では、様々な面から、子どもに対しての人権意識というのは学校のほうでかなり進んできていると思います。

ただ、そこで問題になるのは、話がそれますけれども、男女の性別によらない名簿を取り入れるという話を町内会にし、PTAにし、子どもたちに全校朝会でしたのですけれども、子どもは1年生からやっていくと、何となくわかっているというか、そんなに区別しないし、うちの学校は、昔は男女混合名簿をやっていた関係があるので、そんなに抵抗はないのですけれども、町内会とか保護者に説明したときには、みんな、えっとなるのです。

特に、今は、来年度から性別によらない名簿に全部変えなければならないのですが、名簿を変えるだけなら簡単な話ですけれども、意識的な問題でいくと、子どものほうはそんなにまだ困らないと思うのだけれども、保護者とか地域にどう理解させていくか、非常に頭が痛くなってきているところです。

ちょっと外れましたが、そのような状況になっています。

○加藤委員長 池田副委員長、現場の声を伝えていただきまして、ありがとうございます。
ほかによろしいでしょうか。

今のお話にもあったように、家庭で、特に何十年も前は私の家庭などもそうだったのですけれども、特に、子どもの権利で言うと、意見表明権ですね、これは現実の家庭の中では全然意識されていないというところもあるのではないかと思います。

だから、自分の事柄については、とにかく意見を表明し、それを聞いてもらうという権利については、とりわけ日本の社会では少し意識が希薄かなという気がします。子どもの権利の啓発という観点からは、その点、保護者を中心とした活動をしていくのが必要かと私は思います。

ほかに、どうぞご自由にご意見をいただきたいと思います。

D委員、着いたばかりで恐縮ですけれども、今、学校教育の場での権利教育はどんなものかという状況をもし先生という立場でご意見等があれば、ぜひ聞かせていただければと思います。

○D委員 教科で言いますと、社会科とか総合的な学習の時間、あとは、道徳とは直接関係ないのですが、そういう場の中で権利に関わる部分はないわけではありません。そこをより広めていくという意味で、各校で取り組んでいるところを、さらに意図的にやっていく必要があるというのは、日ごろから思っているところでした。

○加藤委員長 急に振ってしまって申し訳ございません。

○G委員 今、地域の方の理解は難しいと私も感じています。

権利とは離れますけれども、今、男性が育休をとることが話題になっています。大学生などは、そうだ、そうだ言うのですが、ちまたで、病院の待合室などでお話ししているのを聞くと、年配の女性たちが世も末だねみたいな話をしているので、そういう捉えなのだなと思って、ちょっとがっかりしてしまったのを今思い出しました。

がん教育とか禁煙教育という中で、進め方として私たちがよくやるのは、子どもが変われば大人が変わるということで、子どもを切り口に少しずつ変えていきたいと思います。そういうことしかできないのではないかとこの委員会もそうですけれども、やはり、子どもに一生懸命関わって少しずつ社会を変えていくことを目指さなければいけないと思っています。やはり、大人を変えるのはすごく難しいと実感しています。

私は、ふだん対象にしているのは大学生ですけれども、大学生はまだ自分が大人になるのかな、という世代なので、チャンスだと思っています。先ほどのお話のように、中学校で人権教育を受けてきたという学生たちもいますので、そういうところできっかけづくりをして育ててくることはとても大事だと感じています。感想です。

○加藤委員長 ありがとうございます。どうぞ、ご自由に。

○C委員 意見とは違うかもしれないということと、流れがまだ把握し切れていないので、

ちょっとずれた話になってしまって申し訳ないです。学校で取り組まれている権利教育のお話を色々聞く中で思ったことで、諸外国の話を引き合いに出して権利について考えたり、今、池田副委員長がお話しされていたLGBTの部分で教育をとというのはすごくよく聞くのですけれども、国際的に見て、国連から日本が言われたとおり、日本は児童の権利についてはまだまだ足りていないところがたくさんあると言われていていると思います。

その部分は、学校の権利教育の中で触れたりするのかどうか、現場の先生たちから実際はどうなのかというところをお聞きしたいと思います。意見ではなくて質問です。取りとめもなくして済みません。ずっと気になっていたところだったのです。

○加藤委員長 せっかくですから、現役の学校の先生、いかがでしょうか。

○池田副委員長 前回の会議にもあったと思うのですが、権利という言葉が何歳くらいからわかってくるのかというのが難しいところもあります。特に低学年になると、その権利云々よりも、男の子も女の子もなく、言いたいことを言えるんだよ、特に、いじめ絡みなどでは、相談できることが大事だねというところで進めています。それも、教員が受けていかなければならないということですから、本当にピンポイント的に権利はこうだよ、小学校の中で、日本の権利はこうだよ、子どもの権利はまだだよみたいなことまでは、まだ達していないと思います。

それよりも、言いたいことが言える、やりたいことはやれる、認めてあげられる社会なのだよということ、学校の教室の中での取組、授業なり、色々な行事なりを通して、自分たちはやりたいことができるのだよ。やりたいことを頑張っていけばできるのだよというところで積んでいくしかないという気がしています。やはり、権利というピンポイント的になってくると、もう少し発達段階が上がらないと難しいという気がしています。

ただ、先ほど言ったように、人権教育とか、LGBTのこととか、障がいでは、特にほとんどの小学校には特別支援学級がありますので、交流及び共同学習ということで、障がいがあってもなくてもというインクルーシブ教育システムの構築が、今、学校の課題になっていますので、一緒に学ぶということでは入っていますけれども、明確にこれぞ人権というのはなかなか出せないと思いますし、小学校ではまだ出せないと思います。人権の持っている意味というか説明の仕方として、人権という言葉ではまだやっていないと思います。高学年は出てきますけれども、低学年、中学年だと、人権というよりも、自分を大事にしようね、仲間を大事にしようねという観点になっていると思います。

○D委員 中学校になりますと、当然、教科で3年生では公民が入ってまいりますので、高等学校ほどではありませんが、法令の話が出てくるのだらうと思います。

私は、社会科ではないのですが、いわゆる人権とか色々な法令とか権利という部分については、教科として触れることは当然出てくると思うのですが、学級活動の中でいけば、池田副委員長が今おっしゃったとおり、いわゆる学活とか総合的な学習という中では、お互い思いを通じ合いながら、仲間意識をちゃんとつくり、きずなを持ちながらといった触れ方が、中学校の場合も特に1年生あたりはまだ大きいところです。

ですから、取り立てて人権の話となると、教科に預けていく部分がどうしても出ざるを得ないのかなという感じはします。

○加藤委員長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○C委員 お二人の先生には丁寧に説明していただいて、ありがとうございました。

私が国連に日本の子どもの権利の部分について遅れがあるよと注意された部分についてお話をさせていただいたのは、大人も含めてと思いますが、日本は色々な面で先進的だというイメージが国民にあると思っています。足りていないよと注意されたという事実を知ると、少なからずショックを受けると思うのです。ただ、ショックを受けるということはすごく大事だと思っていて、そこは知らなかった、そこは足りていないのだと思ってもらうことによって起きてくるアクションがあると思うのです。別に、それは学校教育でなければいけないとは思いませんけれども、何かの機会で、一部の人が一部のニュースを見てたまたま知るというレベルではなく、ここは何とかしなさいと言われているということが周知の情報として広まっていくことが、広い意味での教育ということでは大事なのかなと思って質問させていただいた次第です。

○加藤委員長 人権関係の条約でいいますと、子どもの権利条約だったら子どもの権利委員会、女性差別撤廃条約だったら女性差別撤廃委員会、国際人権規約の場合もそうですけれども、それぞれ定期的に政府が履行状況を報告し、それに対してそれぞれの条約実施機関である委員会が意見を、でも、大抵、かなり色々なことをどの分野でも言われているという傾向がありまして、特に日弁連などは、日本政府がそれだけ指摘されているのに全然改善できないということを広く主張されています。

ですから、子どもの権利だけではなくて、それこそ、かなり色々なものがありますけれども、日本固有のしきたりとか風習とか、色々な問題点は、権利、人権という観点からすればあると思うのです。

ただ、子どもの権利条約制定の重要なきっかけになったのは、もっとひどい、ストリートチルドレンとか、小さいうちに死んでしまうとか、武器を持たされて戦闘員にされるとか、そういう平和ではない状況に置かれていて、教育も全く受ける機会がないとか、もっともっと悲惨な人権侵害状況の国も世界の中にはあるのではないかと、そういう点だけ見ると、もう少し世界の厳しい状況を子どもに知っていただきたいとも思います。

現役の高校生の方はどうですか、権利というところですね。

○H委員 今の小学校のときの権利のお話と、中学校のときに聞いた権利のお話のほかに、高校になると権利の話が余り出てこなくて、今、私の行っている学校はスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールをやっているのですが、商業についての講話が多くて、権利についての講話は余りなく、授業でも、社会科で権利について出てくるのですが、権利というより、テストに出るから覚えなさいぐらいの感じが強くて、テストのために覚えるけれども、テストが終わったら忘れてしまうぐらいが多いです。高校でも、権利のことにつ

いて、これから社会人になる人も増えてくるので、あればいいなと思いました。

○加藤委員長 ご意見をありがとうございます。ほかにも、どうぞご自由にお願ひします。

○E委員 私は地域の立場でここに参加しているものですから、地域でどういうふうはこの権利を広めていくかということに関してお話しします。

今、私が所属している全市の主任児童委員の部会では、民生委員制度100周年を契機にして、児童委員、つまり民生委員・児童委員ですが、民生委員・児童委員と主任児童委員との連携をきちんとしていかなければならないというところに焦点を当てて、そのための事例集をつくっている最中です。

2月14日に、全市の主任児童委員の研修会を予定しているのですが、児童委員と主任児童委員との連携に絡めた子どもに関わる研修会を、事例発表の話題提供とともに行うことを考えておまして、今後も、民生委員が児童委員であるという意識がどうしても弱くなってしまっていると、民生委員はもう高齢者なのだという意識が非常に強くなってしまっているという反省に基づいて、民生委員にも児童委員であるということの認識を改めて持ってもらう、子どもに関わる地域での活動のために、できるときにできることをするというので、この計画を持ち帰って広げていきたいということをお伝えしたいと思います。

○加藤委員長 ご意見をありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○池田副委員長 ちょっとわからなかったところがあったのですが、今の主任児童委員とか区役所にある家庭児童相談室というところと子どもの権利の関係はどこかに出ているのですか。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 中には盛り込まれております。

○E委員 文言としては出てきています。脚注もちゃんとあります。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 民生委員・児童委員関係については、30ページのほうです。個別の事業として記載されていないのですが、表題の子どもが安心して暮らせる地域づくりの下の2行目に、民生委員児童委員協議会とも連携を図りながらということで、計画の中には入れているところです。

それから、家庭児童相談室というのは、児童相談所と一体といいますか、機能としては児童相談所の権限はないのですが、児童相談所に準じた形での機能を持っていて、各区に設置されて、児童相談所と連携しながら、虐待もそうですが、ふだんからの相談も含めて諸々の相談に関わるということで、33ページですね。表のところには児童虐待への対応とありますけれども、一番上の枠のところ、各区保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」となっています。現在、各区の保健センターに家庭児童相談室が設置されていますので、それをベースにした上で、こういう支援の拠点到発展させていくという考えで記載しているものです。

3番目の児童相談体制強化という中にも、そういった家庭児童相談室、我々は家児相という言い方をしていますけれども、そういった児童相談体制の一翼を担うものとして含んでおります。

○池田副委員長　うちの学校も関わるがありますが、児童相談所というと、親御さんも含めて非常に敷居が高いです。一時保護するところというだけではないのですけれども、私たちもどこに相談するかといたら、まだ家庭児童相談室の相談員の先生に相談することが多いです。家庭児童相談室と非常になじみが深いというか、しょっちゅう行き来していますし…

○E委員　主任児童委員等もそうです。

○池田副委員長　そうですね。主任児童委員も当然そうですし、やはり、家庭児童相談室に行って、そこから児童相談所に行くという流れなので、児童相談所として出てくるよりも、非常に身近に感じているというのは、学校だけの感覚なのかなという感じがしています。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長）　確かに、児童相談所というと、昨今の児童虐待のニュースが盛んに発信されると、どうしても最終的な一時保護に直結した相談しかできないのではないかというイメージですが、本来は決してそうではなく、お子様の様々な相談を受けるといことです。当然、養育相談もありますし、幅広い相談に応じていますが、どうしてもそうしたイメージになってしまっていると思います。

○D委員　中学校の場合ですと、一時保護はもちろんお願いすることがありますし、長期もありますけれども、中学校の場合は事案がかなり具体的になってきますので、養育相談的な部分でもかなり活用させていただいている部分がございます。ですから、事案の中身でも違ってくると思います。

一般論として、一時保護までいかないけれども、養育面で悩みを持っているお子さん、保護者の方に関して、電話で相談することもあります。

○E委員　民生委員・児童委員は28ページにも出てくるのです。28ページにも「町内会や青少年育成委員会、民生委員児童委員協議会と連携を図りながら、地域における子どもと大人の関わりを促進します」と書いてあります。主任児童委員と家庭児童相談室というのは非常に密接な関係にあります。家児相から、ちょっと気になる世帯があるのだけれども、ちょっと様子を見てくれないかと頼まれることもありますし、逆に、私は、中学校の教頭先生から連絡をもらって、最近学校に出てこない子どもたちがいるのだけれども、夜、電気がついているか、出入りしているかを見てくれないかと頼まれて確認したとか、そういう感じで、地域でできることをやっていくという形でやっていることが結構多いと思います。一時保護所に預からなければならぬケースばかりではなくて、養育の不適切というか、マルトリートメントという形でのケースが申し込まれてくることは結構あります。

私たちは、子育てサロンというのを地域で結構やっておりまして、そこにも親子が結構

来るのですけれども、うまく関われない親がいて、そこで発見されるということもあります。常に、連携を図るために、私もできるだけ学校に連絡をするようにするとか、赴くようにはしているという状況です。

また、主任児童委員の研修の中で、中央区の場合は、年2回、中学校の校長会と小学校の校長会を通して、先生方と一緒に事例を通して勉強し合うということもやってきている状況です。そういった意味で、今後ともつながっていくことはとても大事だと思っています。

○加藤委員長 どうもありがとうございます。F委員、お願いします。

○F委員 私も、民生委員・児童委員の主任児童委員をやっておりまして、学校と家庭相談員と連絡をとって、双方で情報共有をしながら、家庭相談の主任のほうは児相とつながって、そっちに行ったほうがいいという判断をしてくれたりするので、私たちが地域にこういう子がいるのだけでもと言ったら、必ず相談員のほうにも情報を共有して、今こういうふうにしていますと言ったら一緒に訪問したり、学校のほうからも、ごみ屋敷みたいなお家があるというので訪問して、社会福祉協議会と一緒にボランティアで大掃除をしてきれいにした事例もあります。

そうして生活が変わると子どもも変わってきて、スムーズに学校に行けるようになったりするので、ちょっとした違いが子どもを変えてしまうというか、方向が変わるので、みんなで一緒に協力しながら、家庭相談員と訪問するとか、色々なことを行っているところでは。

青少年育成は、私も入っているのですが、行事をしたりします。子どもたちと一緒に音楽会をしてみたり、色々なスポーツとか文化、見守りみたいなステッカーをこの間チェックして、またお店の人に頼んだりというように、子どもたちと接して楽しい行事をしていることが多いです。

民生委員というのは、ふだんは65歳以上の独居老人の訪問が主なのです。だから、割と子どものことはおろそかになってしまいます。今、ひとりで住んでいる老人が多くて、突然死をされる方も結構いらっしゃるので、その安否確認ということで、月1回とか2回とか、見回りをしているということで、民生委員は、ほとんどそこで時間を費やしてしまって、子どものほうまではちょっとという感じのことが多いのですが、やはり児童委員もついているので、一緒に参りましょうという声かけを少しずつしているところです。

○加藤委員長 どうもありがとうございます。

学校教育においてですけれども、私の意見で、世の中には悪い人間がたくさんいて、そのままにしておくと、人権は侵害されやすくなるという教育はできないものかとも思います。例えば、親といっても千差万別で、ひどい親もいるということです。権利にしても、人権にしても、これは長い年月をかけて人類が闘い取ってきたものなので、放っておくと悪い人間が侵害するという世の中の現実について理解していただいた上で、権利教育をやるのはどうかなというのが個人的な見解です。

○池田副委員長 現実はそのなのだろうと思うのですけれども、学校は、基本的に性善説でできていまして、何かあったら相談するのだよ、困ったことになったら相談するのだよというところが小学校の大事なところかと思えます。

世の中、悪い人がいるよねと言わなくても、みんなわかっていると思います。ただ、困るわけではないですけれども、地域の交通指導に入っただけの方々、スクールガードがいらっしゃるのですけれども、うちの学校は、そういう交通指導員の方とか、ボランティアで本を読み聞かせしている方とか、大体2月ぐらいに全校でお礼のお手紙を書くのです。自分のところの通学路に立っている交通指導員にお手紙を渡したり、お世話になったおじいちゃん、おばあちゃんにと渡していくのですが、そうすると、こんな手紙をもらってうれしいから、お菓子を持ってきましたと配られたりします。そうすると、アレルギーの問題もあり、学校では人から物を勝手にもらってはいけないと教えていたりすると、お菓子をもらっちゃったんだけれどもとなるわけです。

そのところを、誰でも彼でも挨拶をするのだよと言うけれども、知らない人にまでどこまで挨拶するのか、学校で教えていくのが難しいところがあります。

確かに「いかのおすし」とか、不審者に遭ったときの対応を教えるのはいるのですけれども、悪い人がたくさんいますよとは、やはり教えられない、小学校ではなかなかやりづらと思います。何かあったら相談するのだよ、大きな声を出すのだよということは教えていますけれども、そういう対応がメインになります。

○加藤委員長 私は大学で教鞭をとっていますが、新入生などには、世の中は悪い人間がたくさんいて、狙われやすいからしっかりしなさいということをもっと最初に言います。現実には、素直な子がよくだまされて、色々な被害に遭うということもあります。変わった意見で申し訳ございませんでした。

ほかに、この件について、計画全体の記載内容あるいは記載の仕方、細かい点でも結構です。これは子ども未来プランの中に組み入れられる一部ですね。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） そうです。

○加藤委員長 子ども未来委員会メンバーの子どもたちからの意見もつけ加える予定ということですが、最終的な報告書では、参考資料もちゃんと添付されるということですね。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） はい。

○加藤委員長 いかがでしょうか。例えば誤字あるいは脱字などがあれば、そういうものもご指摘いただくと事務局としても助かるのではないかと思います。

○I委員 35ページの活動指標の出前講座など子どもの権利に関する啓発活動件数の現状値がないのは、今、何もしていないという意味でしょうか。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） こちらは、何もしていないということではなく、現実には今やっているものもあります。平成30年度については、累計という形で記載をする関係で、初期値としてこういう形になっているということです。

○I委員 ありがとうございます。

感想ですけれども、子どもの権利の認知度の件で、まだ子どもの権利は10年ぐらいしかたっていないです。10年にしたら認知されているほうかと私は思ったのですけれども、乳幼児の保護者とか身近に子どもがいない方の認知度が低いのは、当たり前と言ったら何ですが、自分が子どものときになかったものを今わかっているということはないのではないかと考えています。日本国憲法などは、子どものころから皆さん授業で習っているから知っているというか、全てを言えと言われたら言えないですけれども、それで皆さん知っているのではないかと思います。

この先、授業とかで子どもの権利のこともやっていくのであれば、気長に続けていけば、いつか、もっと認知度は高くなるのではないかと思います。感想です。

○加藤委員長 日本国憲法の規定の中には、特に子どもの権利というのは全く明記されていないのですが、解釈上というか、当然、子どもの人権も認められる、それは子どもも大人と基本的に同じ人権の享有主体ということで、子どもの保護という観点から制約も受けるけれども、それは専ら子どもの利益のための制約という形です。

子どもの権利条約は30年前で、憲法上、子どもの人権が議論されるようになったのも、そんなに古いことではなくて、比較的新しいと思います。

○池田副委員長 今のお話を伺っていて、うまくまとめられないのですが、子どものLINE相談をしていますね。小学校でも顕在化しているのは、LINEトラブルみたいなことが非常に多いです。先ほどおっしゃったように、子どもには、LINEのトラブルやソーシャルネットワークの使い方など色々やってはいるのですけれども、肝心の保護者世代が教育を受けないまま使っています。学校で、特に今言っているのは、うちの学校では、子どもには、こういうトラブルがあるから、ここはやってはいけないよ、誰かをつるし上げなどしてはいけないよといったことをやってはいるのですけれども、結局、全部買い与えているのは保護者で、やっているのは全部放課後です。

ですから、安心して子育てができる環境づくりということで、産後ケアとかもあるので、そこにネットワークについてのものが入っていかないと、今の中学生とか高校生が親になったときには、相当色々なトラブルやこういうことがあるよということは教えているのでわかっていくと思うのですけれども、その前の、今の小学校の保護者の世代などでいくと、そういうことの危険性など情報としては知っていても、体験せずに自分たちが使い、子どもたちに買い与えています。この前の教育系の雑誌に載っていたのですけれども、買い与える前に、子どもとどういう状況で使うのだということを指導することによって、こういうネットワークのときのトラブルは防げるというデータも出ていたのを記憶しています。そういうことも含めて、子どもは小学校でも中学校でも一生懸命やっているところはありますが、保護者に向けてというのがもう少し時間がかかってくると思います。それをわかった保護者になるのはもうちょっと後なのかなと思うと、保護者に向けてのそうした取組、そういうネットワークのトラブルを知ってもらおう機会がどこかにあってもいいのかなという気がしました。まとまらず、済みません。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） ありがとうございます。

LINE相談については、色々な議論がございまして、かなり前から、LINE相談をやったほうがいいのではないかという声が議会なりから出ていたのです。これは、今、池田副委員長がおっしゃったように、ある意味、トラブルがつきものというか、ネット社会、スマホを持つことによるトラブルは色々考えられるということもあって、札幌市としても慎重にならざるを得なくて、研究を重ねていきますという形で昨年まで来ていた実態があります。

昨年も、LINE相談を試行実施する、そもそもすぐやらないで試行実施ということは、今回はたまたまLINEですけども、韓国だとカカオトークというものが一般的ですし、ほかの国だったらまた違うものが普及していて、たまたま、今、多くの子どもたちが利用している、子どもだけではないですね。大人も利用しているので、そういった中で、相談しやすいものが何かという点から、たまたまLINEであるということが一つあります。

現在は、大人がスマホを買い与えていますけれども、副委員長のご指摘のとおり、大人もよくわかっていないわけですね。子どもと大人がネット社会については同時並行で勉強している、学習しているという状況の中でやっているのです、ある意味、非常に危うくて、そこにまたLINEによるいじめというものがあるということで、慎重に進めざるを得ないということです。

そんな中で、アシストセンターの相談件数がかなり減ってきていて、その要因の一つに、もともとやっていたEメール相談が、多い時期の半分ぐらいまで減っているという状況があるのです。Eメールで相談してきていた子どもたちの声が拾えなくなっている現状があります。なぜかという、スマホの普及に伴ってメールアドレスを持たないで交流ができる状況に子どもたちがいるということです。

そこで、子どもたちの声なき声を拾い上げるためには、もろ刃の剣かもしれませんが、LINEを使うということも必要であろうということで、昨年、試行実施しています。それも、スマホの普及率が非常に高い高校生に限定してやりました。周知に当たっても、あくまでもスマホを推奨するものではありませんという注意書きをしたためのチラシをお配りしました。そういう背景があります。

今年も、試行実施で夏場にやって、たまたま私がテレビ取材を受け、スマホの普及率が一定程度上がってきました、今年も中学にも対象を拡大したのですけれども、中学生も、50%を超えて、60%まで普及しているという現状があるということで、中学生にも拡大してやりました、ということでテレビのインタビューに答えたところ、その番組を見た方から、スマホが当たり前のようになっている発言をしているのはいかがなものかというお叱りの声もいただいたりしまして、非常にデリケートなものであることは間違いないです。

SNS被害も当然色々あって、道警の少年サポートセンターからの講座や講師の方の話でも、色々急増しています。それこそ、青少年育成委員会のそういう研修会とか、教護

協会といたしまして、中学の先生方の会があるのですが、そういったところでも研修を繰り返しやったりしているところがございます。

LINE相談がこのまま順調にいくとは当然思っておりませんので、子どもたちは、LINEを嫌がって、次の新たなものに変わるかもしれないので、そういう点からも、アシストセンターの相談手段は、常に時代や世相を見ながら、子どもたちを取り巻く環境を見ながら、新しいもの、本当に子どもたちが相談しやすいものは何かということを見きわめながら対応していかなければいけないと考えているところでございます。

○池田副委員長 色々な危惧はされるけれども、今どきLINEを使うなということは無理で、使い方の部分が小学校も中学校も高校もそうだけれども、こういう使い方はいけないということをやっているけれども、それを買い与える保護者への教育をもう少し頑張れば、今、小学校、中学校の子どもたちが親になっていけば、危険性なりをわかった上でいくわけです。そうした教育を受けていない今の小学校の保護者の現役世代をどうするのかということなのです。

さっき言ったように、うちでは参観日に保護者に見せる授業で、道徳なり特別活動なりで、LINEの危険性とかスマホの使い方という授業をやってもらって、保護者にも理解してもらおうようにしていますけれども、今、小・中で持っている子どもたち、高校もそうでしょうか、今、親が買い与えている状況、使い方をコントロールできないでいる状況が問題になるのかと思います。この何年間のすき間の区間はもうどうしたらいいのかというのは、ここには織り込まれないのかなと思っています。

○E委員 小学校だけではなくて、就学前からもそういう課題はあるのです。というのは、私たちは子育てサロンをやっていて、参加している親は、必ずスマホで写真をばちばち撮るわけです。うかつにも、その撮った写真をツイッター上に全公開で上げてしまうということが発覚したこともあります。それは地域の中でも注意していくことをやっているのですが、実は、小学校だけではなくて、その以前からもあることなのです。その辺は、学校だけではなくて、地域でもやっていかなければならないと思っています。そこは十分に気をつけていかなければならないと思っています。

○D委員 中学校では、目に余ることがあるので、最近、どの学校もそうだと思いますけれども、新入生の受付説明会が大体2月ごろにあるのですが、必ずと言っていいほど、警察ないしはそれに関係する方においでいただいて、スマホなどの事例も交えて、危険性とか、もし子どもに持たせる場合については、フィルタリング云々という話を必ずしてもらっています。それも、ほんの15分、20分の話ですから、それで全ての方にご理解いただけたとは思っておりませんが、そういうことは何らかの形で学校現場でもしていかなければいけないと思います。ただ、できる機会はその程度しかないと思っていますので、効力としてはそれほど高いものではないかもしれません。

今、池田副委員長がおっしゃるとおり、何らかの形でこういうものに盛り込めるのであれば、それはそれで有効な部分もあると思いますが、そういう部分では難しさもあるので

しょうか。

E委員のおっしゃるとおり、幼児期といいますか、幼稚園、保育園の段階での指導はどうするのかとなってきましたと、我々の見えないところがあります。中学校でも、簡単に部活の写真とか映像を撮ってしまって、それをアップしてトラブルになることが現実にあるのです。すぐに連絡して削除してもらったりということでご連絡したり、学校便り等で、肖像権とか色々な問題がございますので、そういうことは市教委からの指導ももちろんいただきながらやっているところではあります。

ただ、もうスマホのない世界は考えられないというか、それといかにつき合っていくかというか、その辺のところを別な形で、我々としては、子どもたちを含めて、保護者、地域に色々な形で発信しながらアプローチしていくということは別な部分で必要になってくると思います。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 今、LINEがクローズアップされていますけれども、社会の子どもを取り巻く環境、健全な環境をつくっていくということからいきますと、推進計画の中で関わる部分としましては、基本施策3になると思うのです。子どもを受け止め、育む環境づくりというところで、先ほどE委員もおっしゃっていましたが、民生委員・児童委員の皆さんとか、青少年育成委員とか、地域で青少年の健全育成に関わる中での取組で、例えばスマホの扱いをより慎重にやるべきだという啓発をどういう形でしていくかという話は別ですが、子どもを取り巻く環境を大事にしていかに周りに関わっていくかということは、この中で何らかの形で取り組んでいければいいかなと思います。

○加藤委員長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○F委員 つけ加えるような感じですがけれども、出前講座などでも、ドコモなどに来ていただいてということがあります。学校とか、PTAとか、家庭教育学級というところで大人の指導をしていただければいいかと思います。

それから、前に戻って、男女の性差のことです。今、東区の道議会議員になった方がいらっしゃいますね。8月にその方の講演を聞いたのです。自分の生育歴というか、色々なことを研修で教えてもらったのですけれども、できれば、そういう方を出前講座の講師に入れていただくと、子どもにはどうかわからないですけれども、親の世代の方もちょっと聞けたらいいのかなとは思いますが。いかがでしょうか。

○加藤委員長 どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○加藤委員長 どうもありがとうございました。

最後に、事務局から連絡事項がございましたらお願いします。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 大変貴重なご意見を色々賜りまして、ありがと

うございました。改めて感謝を申し上げます。

次回の委員会の日程についてですが、冒頭も申し上げましたけれども、パブリックコメント、キッズコメント等の結果によっては、また2月あるいは3月ころに開催させていただくかもしれません。そのときは、またご案内をさせていただきたいと思います。もしそういうことがなければ、順調に進んで、子ども未来プランの策定が終わったということになった場合は、5月ころに開催を予定しているところでございます。

いずれにしましても、次回の開催に向けましては、ご都合等を確認させていただいた上でご案内をいたしますので、その際には改めてご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

3. 閉 会

○加藤委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会は終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上